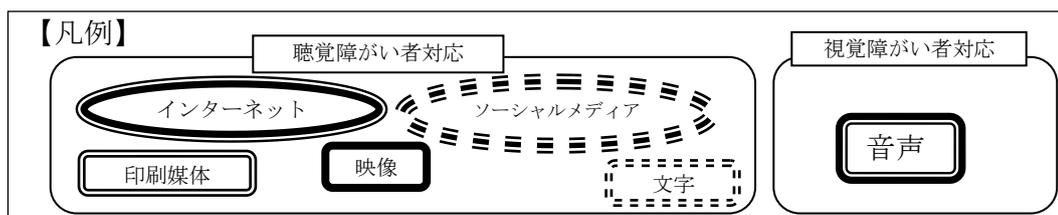
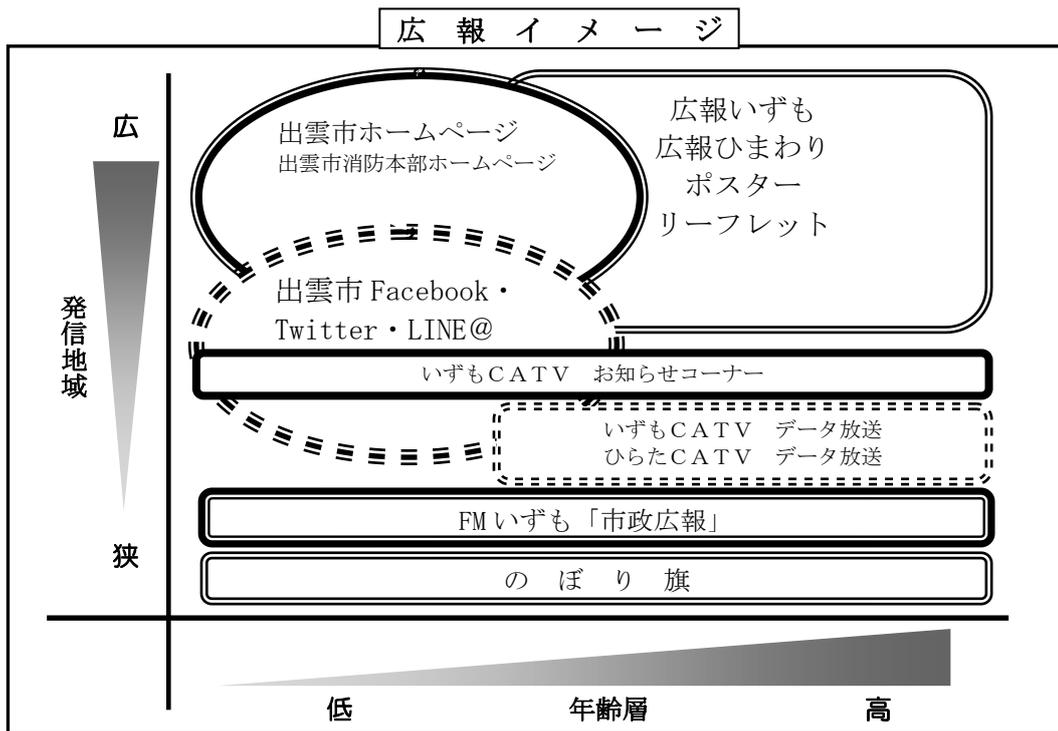


出雲市火災予防条例の一部改正（違反对象物公表制度）に係る周知について

- 1 周知期間 平成30年12月21日から平成31年4月30日までの間
- 2 周知方法 出雲市内の防火対象物を利用し又は利用しようとする者に対し、重大な消防法令違反のある建物の情報を、出雲市消防本部ホームページ、消防署及び分署に備えた書面により閲覧できることを周知するため、利用者等の年齢層、視覚障がい者及び聴覚障がい者へ広報媒体の特性を考慮し広報を行う。
 広報実施内容は、2ページ「違反对象物の公表制度 広報媒体別実施状況及び計画」のとおり。



違反対象物の公表制度 広報媒体別実施状況及び計画

番号	種別	広報媒体	12月	1月	2月	3月	4月	
1	印刷媒体	広報いずも			2/12 〜切	3/20 発刊予定 (4月号)		
2		広報ひまわり			中旬 発刊予定			
3		ポスター		1/4〜	配布開始 掲載中（期間等は配布先の事情による）			
4		リーフレット		1/9〜	配布開始			
5		のぼり旗		12/26〜	設置中			
6	インターネット	出雲市ホームページ 「新着情報」		12/21〜	掲載中			
7		出雲市消防本部 ホームページ		12/25〜	掲載中			
8		出雲市防災安全協会 会員メール				下旬 配信予定		
9		市職員周知 (IPK新着情報)				下旬 配信予定		
10	ソーシャル メディア	出雲市 Facebook Twitter LINE@		12/26〜	掲載中（LINE@調整中）			
11	映像	いずもケーブルビジョン お知らせコーナー (1日5回放送を3日間)			放送 予定 (3日間)		放送 予定 (3日間)	
12		モニター広報 (市役所 本庁、平田支所、 斐川支所、イオンモール出雲)			現在、依頼中（掲載期間等は依頼先の事情による）			
13	文字	データ放送 ・いずもケーブルビジョン ・ひらたCATV			1月下旬から配信依頼予定			
14	音声	FMいずも「市政広報」 (木曜日～月曜日:1サイクル5日間 3分間放送)			放送 予定 (1サイクル)	放送 予定 (1サイクル)	放送 予定 (1サイクル)	

市民の皆様へ

建物の安全情報をお知らせします！

違反対象物の 公表制度

平成31年4月1日
スタート!



出雲消防 公表制度

検索

建物の危険性を
確認しましょう



違反対象物の
公表制度とは

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

違反対象物情報は消防本部のホームページで公表されます



出雲市消防本部 予防課 TEL 0853-21-6921